

市営住宅センターだより

発行／市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) <http://www.nicity.or.jp/> 発行日／平成28年6月15日



7月に収入申告書の提出をお願いします

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。この収入を認定するため、収入申告書を6月下旬から7月上旬にかけて送付します。

収入申告書は、平成29年4月から平成30年3月までの家賃を決めるための大重要な申請書類となりますので、必ず期限内に提出してください。

収入申告書の提出がない場合、平成29年4月から最高額の家賃となります。申告の対象となる期間は平成27年1月1日から12月31日までです。

収入申告書には、原則として所得証明書類等の添付が必要になります。ただし、一定の条件を満たす方で、市営住宅センターが世帯員の課税内容等を確認し、所得証明書類の添付に代えることに同意していただいた場合は、所得証明書類の添付が不要になります。

詳しくは、収入申告書に同封されている『収入申告書の手引き』をご参照ください。



★収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の届出をしている方及びその住宅に住民票をおいている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡が未届けの方は「住民票無」と、また、同居手続きが行われていない方などは「市住届無」（氏名は＊＊＊）と表記されています。

★必ずご連絡ください

※市営住宅センターに対して、転入等の手続きを行わず市営住宅に居住している方が見受けられます。
入居者に異動（出生・転入・転出・死亡等）がある場合は、市営住宅センターに届け出る必要があります。ただし、各種手続きには条件がありますので、至急お問い合わせください。

※入居の要件を満たさない場合は、住宅の明け渡しを求めることがありますのでご注意ください。

★緊急連絡先について

収入申告書には、市営住宅センターに安否に関する緊急の通報があった場合に、センターから確認を行えるように、緊急連絡先を記入する欄を設けています。

特に、ご高齢の方や、単身でお住いの方などは、安否確認を迅速に行えるようにするため、市営住宅の緊急連絡先として同意いただける方がおられましたら、できるだけ記入をお願いします。

また、昨年までに、緊急連絡先を記入していただいた方は、確認をお願いします。

問い合わせは業務課調査係へ

電話 092-271-0901

収入申告専用の回線（6月23日～9月30日）

電話 092-271-1022



一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入階層が1の方で、収入が著しく少ない世帯や生計を維持する入居者が死亡、転出、失業等で一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免（1年以内の期間）を行うものです。

お問い合わせは 業務課業務係へ 電話 **092-271-2562**

家賃のお支払いは、口座振替が便利です

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等に出かける手間が省けます。口座振替を希望される方は、納付書の最後のページに綴つてある福岡市口座振替納付依頼書（はがき）に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは 業務課収納係へ 電話 **092-271-2564**

市営住宅での動物飼育は禁止です

市営住宅では動物を飼ってはいけません。一時的に預かることも、住宅の敷地内で野良猫などにエサを与えることも禁止しています。



住民の方から次のような苦情が寄せられています。

- 隣人が犬を飼っており、夜遅くや朝早くから犬が吠えるので、寝不足で困っている
- 公園で犬を放し飼いにしている人がおり、怖くて子どもが遊べない
- エレベーター内で動物がオシッコをするので、乗るときに臭くてたまらない
- 子どもが動物アレルギーで苦しんでおり、動物飼育は絶対にやめて欲しい
- 隣人が猫を飼っており、臭いがひどく、抜け毛で洗たく物が干せない。



市営住宅での生活は共同生活です。住宅内で動物を飼育すると、鳴き声や臭い、抜け毛などで隣近所に対して大変迷惑をかけることになりますので手放してください。

どうしても手放すことができない方は、動物飼育ができる住宅に転居してください。

住みよい市営住宅にするためには、住民の皆さんの理解と協力が必要です。決められたルールは、みんなで守りましょう。

新しい飼い主の探し方などの相談は、東部動物愛護管理センターへ 電話 **092-691-0131**

市営住宅内の不法駐車は大変危険です

市営住宅や空き地への不法駐車は、消防活動にも支障が生じます～



- 市営住宅内の道路や空き地は駐車する場所ではありません。自動車所有者は、駐車場などの保管場所を確保する義務があります。
- 不法駐車により、事故が発生した場合は、車の所有者等の責任が問われることがあります。

共益費は必ず納めましょう

共益費は、入居者の皆さまが普段利用されている共用部分や共同施設の電気料金の支払いなどにあてられており、入居者全員で負担していただくことになっています。

共益費は管理組合（自治会など）が徴収し、自主的な運用となっています。不足すると支払えなくなり、共同生活に支障がでますので、共益費は必ず納めましょう。

共益費の用途

- 外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所などの共同施設の使用に要する費用（水道・電気・ガスなど）
- 共同施設や設備の修繕費用（市負担分を除く）など

◎福岡市では地域コミュニティ活動を支援しています。
自治会活動への参加や協力についてもよろしくお願いします。

住宅火災への注意

平成27年に福岡市内では281件の火災が発生しました。このうち市営住宅を含む共同住宅の火災は84件あり、約3割を占めています。

この共同住宅火災の出火原因上位は、1位「たばこ」、2位「こんろ」、3位「放火・放火の疑い」となっています。

火災事例を詳しくみると、火の不始末や不注意など、ちょっとした心がけで防ぐことができたはずのものが多くあります。

出火原因 1位 「たばこ」

予防ポイント



火災事例

- 消したつもりで吸い殻をごみ箱に捨てたところ、数時間後に出火した。
- 寝たばこをして、火種を落としたことに気付かず眠ってしまった。
- 灰皿の吸い殻の始末が不十分だったため出火した。

- たばこは水につけて確実に消火する。 ●寝たばこは絶対にしない。
- 灰皿の中には水を入れる。

出火原因 2位 「こんろ」

予防ポイント



火災事例

- 別室で雑用しているうちに忘れてしました。
- 消したつもりで外出してしまった。
- こんろ周りのキッチンペーパーに燃え移った。



- こんろ使用中には、その場を離れない。 ●燃えやすい物を近くに置かない。
- 過熱防止装置付きこんろを使用する。

出火原因 3位 「放火・放火の疑い」

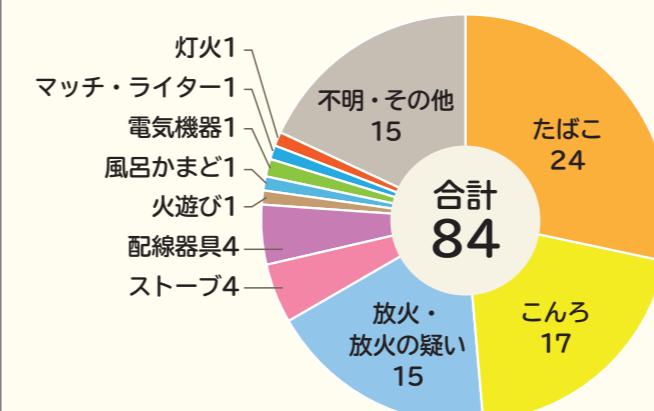
予防ポイント



火災事例

- 共同住宅のごみ置き場に放火された。
- 自転車のかごに入っていたチラシなどに放火された。
- 自動車やバイクのカバーに放火された。

平成27年
共同住宅火災出火原因件数



一瞬のうちに燃え広がり、すべてを灰にしてしまう火災は、命にかかる恐ろしいものです。また、延焼や消防活動に伴う汚損や浸水などで、近隣にも大きな被害がおよび、自分だけの問題では済みません。火災はできる限り未然に防ぐのが最善です。